

カブール空港から出られなかった自衛隊の現状と邦人救出の限界 —自力救済しかない日本の現状と法改正の必要性—

矢野義昭

自衛隊は基本的に他国の軍隊と異なり、行動下の任務達成の為であっても、国内の法令に基づき許された指定事項しか実施できない。

今年 8 月のカブール空港からの邦人救出時の根拠となった法規は、『自衛隊法』第 83 条の 3 に規定されている「在外邦人の保護措置」、及び第 84 条の 4 の「在外邦人等の輸送」であった。

しかし、「在外邦人の保護措置」を行うには、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること、当該外国の同意、当該外国当局との間の連携及び協力の確保が見込まれることなどの条件が課せられている。

アフガンでは、戦闘行為が行われないと認められることも、当局の連携・協力の確保の見込みも不確かであった。

また「邦人等の輸送」についても、車両輸送も認められているが、「当該輸送を安全に実施することができる」と認めるとき」との条件が課されている。

入国手続きをするまでの空港や港湾は外国とみなすことができ、航空機や艦艇は比較的容易に派遣できる。しかし空港外は相手国の領域になり、空港外での陸上輸送には、領域を支配しているタリバン側の同意が必要になる。そのため日本政府は、空港外に陸上車両を派遣することは認めなかった。

派遣された航空自衛隊の輸送機には陸上自衛隊中央即応連隊誘導輸送隊の隊員約 100 名も同乗していた。しかし彼らの任務は、空港にたどり着いた日本人等を輸送機に安全に誘導することであった。

また武器使用ができるのは、「当該輸送の職務に従事する隊員又は職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護」、または機体などの「財産の防護」、機内でのテロなどの「業務を妨害する行為を排除」するために限定されている。空港外で日本人が襲撃されても、空港外に出て武器を使うことは許されていなかった。

以上のような法的制約が改正されない限り、今回のように、指定場所の空港、港湾などにたどり着けず取り残される邦人は今後も続出するだろう。

国民の生命の保護は、国家として果たすべき最も基本的な責務の一つである。しかし日本の場合、現行法令の下では、いざという時に、じっと待っていれば自衛隊が救出しに来てくれるということは、まず期待できない。指定された空港などの場所まで、自力で退避しなければならない。

個人も企業・組織も、自力自助により危地からの脱出するための危機管理態勢を、平常時から整えておかねば、脱出も時には生存すら困難になるだろう。

しかし根本的には、関連法令の制約を国際標準に合わせて緩和し、自衛隊を任務達成のためにより活動しやすくすることが必要である。それがひいては危機時に国民自らの命を守ることにつながる。

(本論は、山見博康著『新版 企業不祥事・危機対応広報完全マニュアル』への投稿コラムからの転載です。)